

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照表
 ○放送法関係審査基準（平成二十二年総務省訓令第111号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(認定の基準)</p> <p>第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(認定の基準)</p> <p>第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。 基幹放送普及計画に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る移動受信用地上基幹放送の業務を確実に実施できること。</p> <p>(2) 移動受信用地上基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。 移動受信用地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。 ア 事業開始までの所要資金の調達見通し 事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。 イ 事業開始後の継続性 事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。</p> <p>(3) 移動受信用地上基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。</p>

(5) 自由享有基準第4条の2第2項第1号イにおいて、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と東北広域圏（基幹放送普及計画第三の1の-エにおける区域をいう。）、中国・四国広域圏（同-キにおける区域をいう。）と九州・沖縄広域圏（同-クにおける区域をいう。）

(6) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行

ア 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第123条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による移動受信用地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行

うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(7) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第 10 条の 4 移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第 1 号から第 7 号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第 4 章第 2 節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙 4 の基準により比較審査を行うものとする。

附則第 3 条

平成 27 年 3 月 31 日までの間になされた移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請に対する第 10 条の 4 ただし書の規定に基づく審査を行う場合については、別紙 4 の 1 において「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準 ((1)を除く)」と、2 において「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準 ((2)から(7)まで及び(10)から(13)までを除く。)」と読み替えて、同条の規定を適用する。

別紙 2 (第 6 条及び第 10 条の 3 関係)

第 6 条(6)又は第 10 条の 3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1 ~14 (略)

(優先順位)

第 10 条の 4 移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第 1 号から第 6 号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

別紙 2 (第 6 条及び第 10 条の 3 関係)

第 6 条(6)又は第 10 条の 3(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙 2 において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施できること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならぬ。

- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
- (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその 50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テlevision放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聞くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであ

15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

16~17 (略)

ること。

- 6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696

18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

(2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。

(3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

19 その使用するセグメント数又は基準セグメント数が7以上であるマルチメディア放送による移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。）を行おうとする申請者にあっては、自己又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送の業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。ただし、他に放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行う移動受信用地上基幹放送事業者であってこれらの要件に適合するものが既にある場合は、この限りでない。

ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。

号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。

17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。

18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

(2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。

(3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

イ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。

ウ 全ての移動受信用地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。

エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信用地上基幹放送事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

別紙4（第10条の4関係）

移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。）の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1 認定を受けるべき移動受信用地上基幹放送の業務が、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 字幕番組の充実

テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送にあっては、字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組（例：現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。

(3) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものと除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

2 上記1の審査において同順位となつた二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。この場合において、(1)の基準は、(2)から(13)までの基準に係る事業計画の実現可能性を含め、基幹放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものであることから、特に重視するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

※1 イの収入の算出根拠の確実性を判断するに当たっては、例えば、当該

申請に係る放送番組が、既に衛星基幹放送、衛星一般放送、有線一般放送、インターネット上の動画配信その他の類似メディアにおいてサービス提供されており、かつ、それらのメディアにおける過去の実績に照らせば当該申請に係る収入の見積りが客観的にみて極めて確度が高いと見込まれる内容の事業計画を、より確実なものとして考慮するものとする。

※2 イの費用算出の適正性を判断するに当たっては、例えば、(9)に係る取組を行おうとする申請であるにもかかわらず、当該取組のために要する設備投資等の費用が適正に計上されていないといった、事業を遂行するため必要な費用が適切に計上されていない事業計画は、費用算出の適正性を有しないものとして考慮するものとする。

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の 10 分の 1 を超える議決権を有する関係を法第 93 条第 2 項第 1 号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第 4 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合すること。この場において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第 10 条の 3(6)後段の規定を準用することとする。

(3) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(4) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(5) 字幕番組等の充実

テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送にあっては、字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施することであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(8) 放送番組の多様性

移動受信用地上基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(9) 放送の特性を生かしたサービスの推進

次に掲げる取組等、移動受信用地上基幹放送の、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うものであること。

ア 影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の形態の多様な組合せの確保のための取組やその組合せに係る創意工夫を生かした取組

イ 受信設備に応じた放送番組の画面構成や放送番組に係る付随サービス等に係る創意工夫を生かした取組

(10) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した

個人情報保護のための取組を行うものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

(12) 国内受信者の利益の確保

マルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送にあっては、国内受信者の意図に反した有料サービスへの誘導を防止するための措置等の具体的計画を有していること、全ての移動受信用地上基幹放送事業者が共通して利用できるシステムの構築等の具体的な計画を有していること等、国内受信者の利益の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

(13) 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保

放送番組の制作及び調達に係る取引に関する指針の作成や当該取引を円滑に行うための取組等、放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うものであること。

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア（イ）関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

（1）地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下同じ。）を用いて行う中波放送

中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）の規定に適合するものであること。

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第7条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア（イ）関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

（1）地上基幹放送局を用いて行う中波放送

中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）の規定に適合するものであること。

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア アナログ放送を行う場合

超短波放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 86 号）の規定に適合するものであること。

イ デジタル放送を行う場合

デジタル放送の標準方式第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

ウ 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う場合

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 89 号）の規定に適合するものであること。

エ 超短波データ多重放送を行う場合

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 90 号）の規定に適合するものであること。

(3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送

(2)の規定に適合するものであること。

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

デジタル放送の標準方式第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

デジタル放送の標準方式第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送

デジタル放送の標準方式第 1 章及び第 4 章の規定に適合するものであること。

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア アナログ放送を行う場合

超短波放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 86 号）の規定に適合するものであること。

イ デジタル放送を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号）第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

ウ 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う場合

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 89 号）の規定に適合するものであること。

エ 超短波データ多重放送を行う場合

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 90 号）の規定に適合するものであること。

(3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送

(2)の規定に適合するものであること。

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号）第 1 章及び第 4 章の規定に適合するものであるこ

2 (略)

と。

2 登録衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行う登録衛星一般放送の品質

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 94 号）の規定に適合するものであること。